

# 若手音楽家助成制度

## 令和 7 年度募集要項

公益財団法人ヤマノ文化財団

### 1. 助成の趣旨

この法人が若手音楽家の活動を助成支援することを目的として制定した「若手音楽家助成制度」に基づき、当該活動を奨励することによって、クラシック音楽の振興に寄与しようとするものです。

### 2. 応募資格

以下の(1)～(6)のすべてに該当すること。

- (1) クラシック音楽の演奏又は作編曲等の活動を行う者であること
- (2) 申請する分野において 3 年以上の活動実績があること
- (3) 募集年度 4 月 1 日時点で年齢 20 才以上 35 才以下であること
- (4) 国内における活動であること
- (5) 営利を目的としない活動であること
- (6) 活動状況及び成果について適正に報告できること

※個人・団体の別を問いません

※上記(1)の演奏には器楽演奏の他、指揮・歌唱等を含みます

### 3. 対象となる活動

<対象となる活動期間>

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間に完了する活動

<活動内容の一例>

- ピアノリサイタルの開催
- 室内楽ワークショップの開催
- 自作曲の発表公演
- 音楽理論の研究発表 など

### 4. 助成額

- (1) 助成額 1 件あたり 50 万円まで
- (2) 募集期間 令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

## 5. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与・事務所維持費・生活費等の経費は除くものとします。ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金についてはこの限りではありません。

## 6. 応募手続

### (1) 応募書類

①助成申請書

②履歴書（顔写真貼付、様式自由）

※団体の場合は代表者の履歴書を添付してください。

※ボールペン又は黒ペンで記入、又はプリンター等で印字してください。

### (2) 応募方法

応募書類一式をこの法人宛にご郵送ください。

※令和8年1月31日消印有効

※直接のご持参はご遠慮ください

### (3) 応募・問い合わせ先

公益財団法人ヤマノ文化財団 助成事業係

〒151-0053 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号 7F

TEL : 03-3379-2400 FAX : 03-3379-2401 E-mail : [contact@yamano-bunka.or.jp](mailto:contact@yamano-bunka.or.jp)

## 7. 選考及び助成の決定

この法人に設置する選考委員会において選考します。

選考結果は令和8年3月中旬に応募者に文書で通知します。

## 8. 助成金の交付

令和8年3月に指定口座（申請者名義）への振込払いとします。

## 9. 助成対象者の義務等

活動終了後3ヶ月以内に、活動により得られた成果、今後の課題、支出した金額等について記載した「完了報告書」を本法人に提出頂きます。

## 10.個人情報の取り扱いについて

取得した申請者の個人情報は、別途定める「個人情報管理規定」に基づき本助成に係る目的にのみ使用いたします。